

放射線科領域における 放射線科医から他医療職への タスク・シフト/シェアの概説

公益社団法人 日本医学放射線学会

一般社団法人 日本放射線科専門医会・医会

一般社団法人 日本インターベンショナルラジオロジー学会

2021/4/26作成

1, 全体像

経緯

▼2017年8月に「**医師の働き方改革に関する検討会**」が厚生労働省に設置され、2019年3月に取りまとめられた報告書では、2024年4月から勤務医の時間外労働の上限規制が定められた。

▼医師の労働時間短縮のため、他の医療専門職種との連携によるチーム医療の推進が求められることとなり、**医師から他職種へのタスク・シフト/シェアを推進**していくことになった。

▼タスク・シフトに関し、2019年10月に「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会」が発足され、2020年12月に報告書が取りまとめられた。

2, 放射線科関連のタスクシフト内容

概要

- ▼CT・MRI検査、RI検査、IVR、消化管透視検査、超音波検査の各部門においてシフトされる内容がある。
- ▼放射線科医の業務の多くを占めるCT/MRI/RI検査については、静脈確保と薬剤注入、抜針を診療放射線技師が可能となる。
- ▼IVRの手技に関しては、今後、日本医学放射線学会・IVR学会・日本放射線科専門医会が日本診療放射線技師会と合同で、シフト内容を含めたガイドラインを作成する。

3, 診療放射線技師の免許改訂スケジュール

概要

▼診療放射線技師資格取得者（約6万人）を対象として実施。

▼告示研修は「**基礎研修**」（座学、オンデマンド）と「**実技研修**」から成る。この実技研修において、当面、講師として放射線科医の立ち合いが求められている

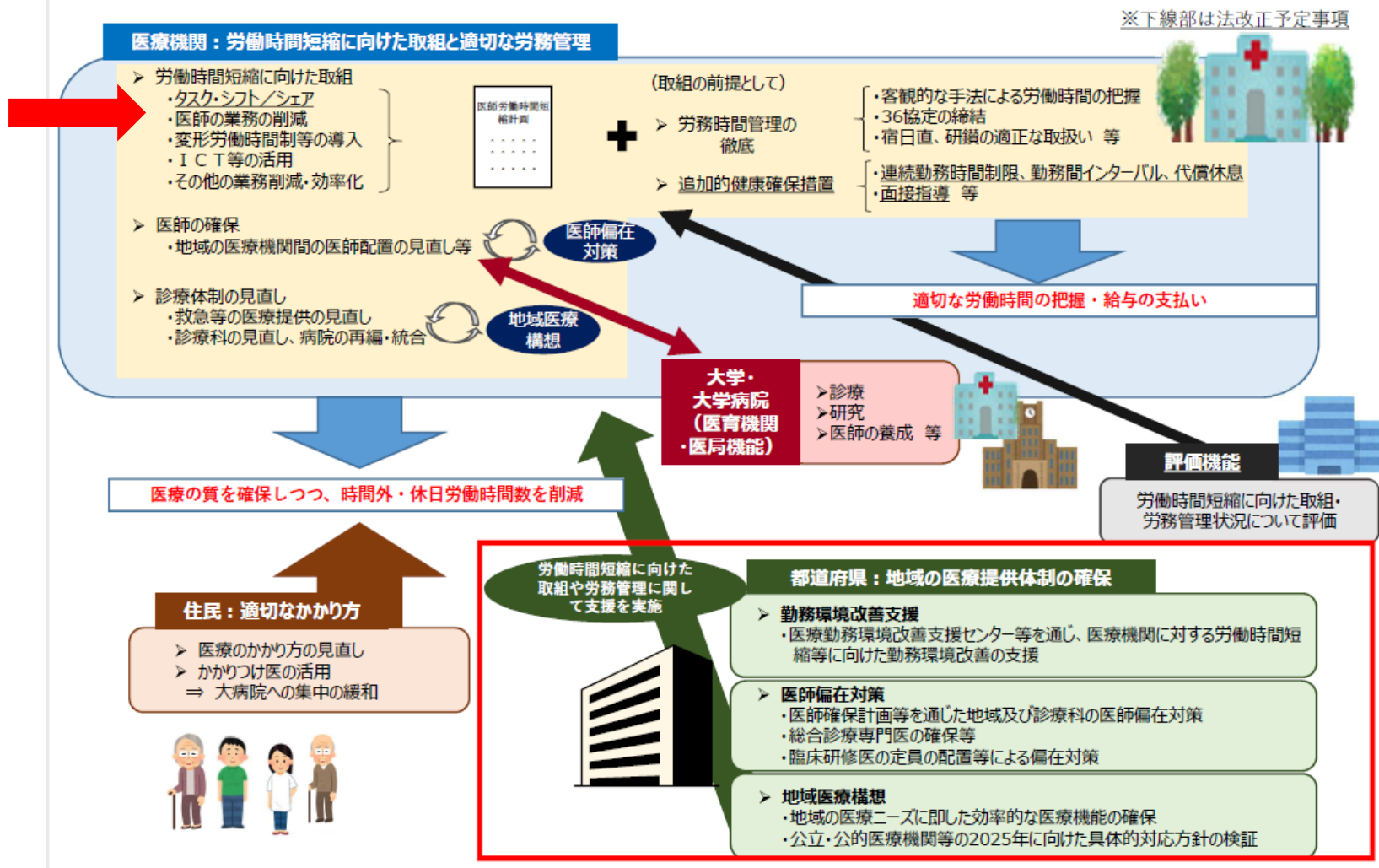
以下、具体的内容を示します。

- 1, 全体像
- 2, 放射線科関連のタスクシフト内容
- 3, 診療放射線技師の免許改訂スケジュール
(放射線科医が関与する部分について)

1, 全体像

- 医師から他職種（診療放射線技師、看護師）へのタスクシフトは、「医師の働き方改革」の一環として位置づけられています（➡）。

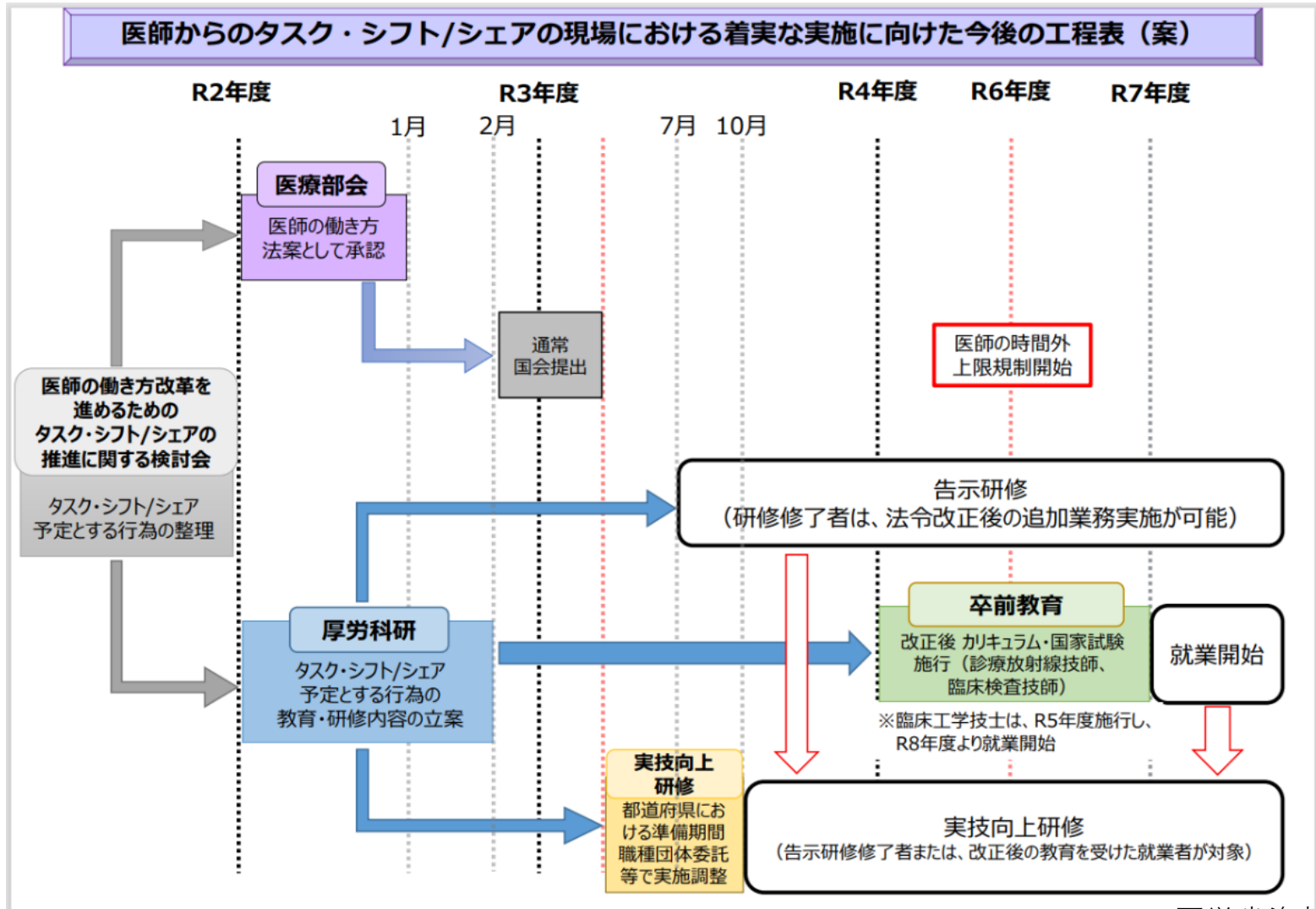
医師の働き方改革の全体像



- 医師の時間外労働時間制限と共に、タスクシフトも一貫して推進される予定が組まれています。



- タスクシフトに関するタイムスケジュールが示されています
- 診療放射線技師は、タスクシフトによる業務拡大のため免許改訂が行われます。
- 今年度（R3年度）中に技師の免許改訂のための研修（下記の「告示研修」「実技向上研修」）が開始されます。



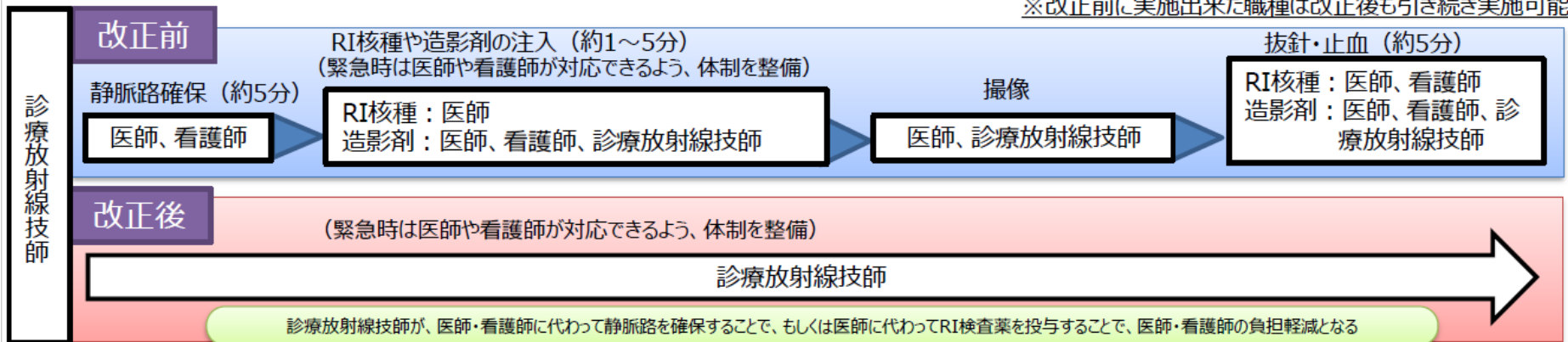
2, 放射線科関連のタスクシフト内容

- 診療放射線技師・看護師による、CT/MRI造影剤、RI核種注入のための血管確保・注入・抜針・止血の一連の作業が可能となる
- 法律改正審議中（2021年4月現在）

第7回 医師の働き方改革を進めるための タスク・シフト/シェアの推進に関する検討会 令和2年12月11日	資料6
--	-----

静脈路の確保とそれに関連する業務のイメージ

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能



- 診療放射線技師による、IVR時の造影剤注入、消化管透視検査の撮像が可能となる。
- IVRの一連の作業については、今後、ガイドライン作成予定であり、これに則って行うことが望まれる。

動脈路からの造影剤の注入・CTコロノグラフィ検査（診療放射線技師）

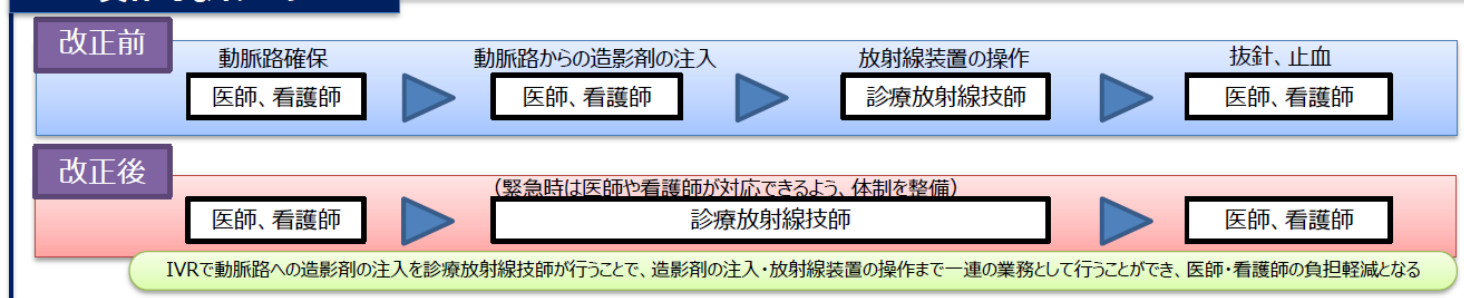
※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能

対象法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
省令	動脈路に造影剤注入装置を接続する行為（動脈路確保のためのものを除く。）、 動脈に造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為	(b)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること ✓ アレルギー等が発生した場合は医師が適切に対応できる体制下で実施すること

※ 動脈路を抜針及び止血する行為は除く。

※ 血管造影・画像下治療（IVR）で用いられるカテーテル及びガイドワイヤーの操作を医師等と協働して実施することは現行法上実施可能。

具体的なイメージ

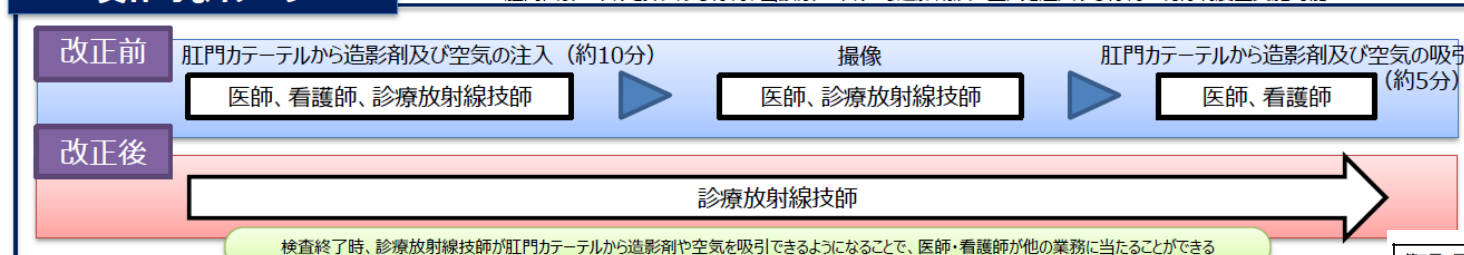


対象法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
省令	下部消化管検査のため、注入した造影剤及び空気を吸引する行為	(b)	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること

具体的なイメージ

※ CTコロノグラフィ検査は、下部消化管検査の一つ。

肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為は現行制度上実施可能。



【必要な研修】(b) 養成課程において必要な教育内容として明確化する。既資格取得者のうち、追加的な知識の修得が必要な者については、職能団体が実施する研修をことにより求める。

- 診療放射線技師による、上部消化管透視検査時の鼻腔カテーテル挿入・抜去が可能となる。
- 超音波検査が診療所外でも可能となる。

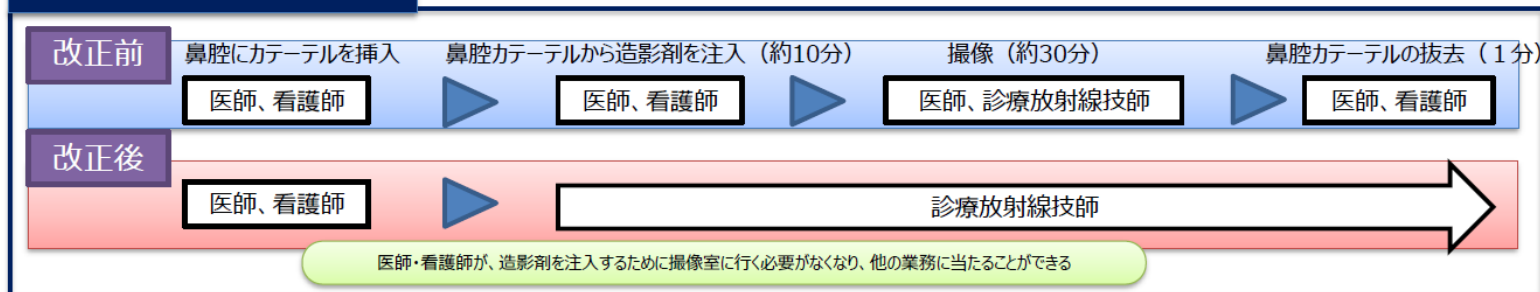
上部消化管造影検査における造影剤注入・病院又は診療所以外の場所における超音波検査（診療放射線技師）

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能

対象法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
省令	上部消化管検査のために挿入した鼻腔カテーテルから造影剤を注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に鼻腔カテーテルを抜去する行為	(b)	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること

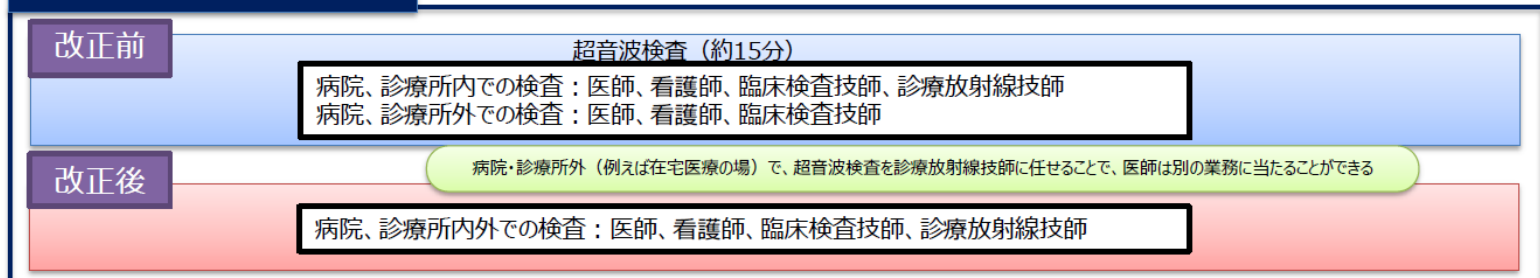
具体的なイメージ

※ 鼻腔カテーテルは、上部消化管検査のために挿入されたものに限る。（従前から挿入されている鼻腔カテーテルから造影剤を投与する行為を除く）



対象法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
法律	医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、病院又は診療所以外の場所に出張して行う超音波検査	(a)	-

具体的なイメージ



【必要な研修について】

- (a) 養成課程の見直しや研修の受講の義務付けは行わない。
- (b) 養成課程において必要な教育内容として明確化する。既資格取得者のうち、追加的な知識の修得が必要な者については、職能団体が実施する研修を受けるより求める。

3, 診療放射線技師の免許改訂スケジュール (放射線科医が関与する部分について)

I, 告示研修

①基礎700分

オンデマンド型で実施。2021年7月開始予定



②実技研修 385分

(実施回数については、今後状況により変更の可能性があります)

今年度 120回程度を予定 (各都道府県平均3回)

来年度以降 250回/全国(各都道府県平均5回)

都市部では10回以上開催予定

研修が軌道に乗るまでの期間、
医師・看護師 各1-2名づつが立ち会う予定。



技師免許の改訂



II、実技向上研修:

都道府県単位(もしくは市町村)での病院内実技研修(技師会が何らかの指針)

研修内容

No.	研修内容	基礎研修 (e-ラーニング)	実技研修 (ビデオ+実技)
1	静脈路確保、当該装置・シリンジでの薬剤投与注入・抜針・止血	200	130 (20+110)
2	RI検査医薬品を注入するための装置の操作	100	45 (35+10)
3	動脈路への接続、当該装置の操作	200	95 (50+45)
4	下部消化管検査（CT コロノグラフィ検査を含む）のため、造影剤・空気の吸引	100	70 (45+25)
5	上部消化管検査のため、鼻腔カテーテルから造影剤注入、鼻腔カテーテル抜去	100	45 (15+30)
合計時間数（分）		700	385 (165+220)

以上が、現在会員の先生方と共有できるタスクシフトに関する内容です。

医師のタスクシフトが国の方針として進められる中、今後、診療放射線技師や看護師等、他の医療職との真摯な議論や十分な連携が必要となります。

日本医学放射線学会、日本放射線科専門医会・医会、日本インターベンショナルラジオロジー学会の活動へのご協力をお願い申し上げます。